

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号 49 の規定に基づき、二〇〇 MHz 帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を次のように定める。

平成二十二年 月 日

総務大臣 原口 一博

周波数帯	空中線電力	不要発射の強度の許容値
九 kHz を超え一五〇 kHz 以下	一ワット以下	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下
一五〇 kHz を超え三〇 MHz 以下	一ワット以下	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下
三〇 MHz を超え	一ワット以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下

一六〇 MHz 以下	一六〇 MHz を超え一七〇 MHz 以下	二〇七・五 MHz を超え二一五 MHz 以下	二一五 MHz を超え一 GHz 以下		一 GHz を超えるもの
一ワットを超えるもの			一ワット以下	一ワットを超えるもの	一ワット以下
ワット以下 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下	ワット以下 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が四ナノワット以下。ただし、陸上移動局のものは任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下とする。	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が三・二マイクロワット以下。ただし、陸上移動局のものは任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下とする。	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下

一ワットを超
えるもの

任意の一MHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下